

市民グループ・団体、NPO、事業者、研究者向け

協働事業 募集

すくらむ 21 の協働事業は、市民グループ・団体、NPO、事業者、研究者等のみなさまと共にプロジェクトを企画・運営し、それぞれの特長を活かしていただくことで、広く様々な分野で男女共同参画を進めていく事業です。

平成 30 年度は、すくらむ 21 と協働して企画・運営する事業を以下のテーマで募集します。



- DV/デートDVの予防啓発、被害者への支援
- 職場における女性活躍、働き方改革
- ライフステージに応じた女性のキャリア形成支援（就労継続・再就職・起業等）
- 女性起業家どうしのネットワーク作り
- 女性の貧困や経済格差、雇用問題の解消の促進
- 男女がともに子育てに参画できる地域づくり
- シニアの孫育て・地域活動への参画促進
- 地域における防災・減災の取り組み
- ライフステージに応じた女性の健康支援
- アート（身体表現、舞台、音楽、漫画、映像等）を通じた男女共同参画の啓発
- 性的マイノリティ、高齢者、障がい者、外国人市民等、特別なニーズを持つ人への支援
- その他、本市男女共同参画推進に特に効果が高いと期待されるもの

平成 30 年度からの変更点

- ・電子メールによる応募受付の開始
- ・事業経費の取り扱い（諸謝金、印刷製本費）
- ・成果報告会の一般公開

説明会

応募を希望する方は、①または②のどちらかに原則ご参加ください。
両日とも 13:00～14:00。終了後、各日 16:00 まで個別相談を受け付けます。

① 平成 30（2018）年 2 月 10 日（土）、② 2 月 15 日（木）

個別相談

希望者にのみ実施します。説明会に参加できない場合は、個別相談を推奨します。
お電話にて相談日時をご予約ください。所要時間は 30 分程度（原則 1 回）。

平成 30（2018）年 1 月 25 日（木）～2 月 25 日（日）

応募期間

郵送、電子メールによる送付、またはセンター窓口に直接持参。
応募用紙は、センターホームページよりダウンロード、またはご請求ください。

平成 30（2018）年 1 月 25 日（木）～2 月 28 日（水）必着

川崎市男女共同参画センター協働事業 募集要項

【目的】 本事業は、市民グループ・団体、NPO、事業者、研究者等と協働で事業を実施することを通じて、それぞれの特長を活かしながら、その活動分野にかかる男女共同参画のいっそうの推進を図ることを目的とします。

【募集内容】 市民参加型の地域づくりを実践しながら男女共同参画を推進する事業企画（ワークショップ、講座、調査研究等）を募集します。なお、応募内容については、男女共同参画推進の効果を高めるため、事前にセンターと個別にご相談いただきます。テーマの具体例は以下の通りです。

- DV／デートDVの予防啓発、被害者への支援
- 職場における女性活躍、働き方改革
- ライフステージに応じた女性のキャリア形成支援（就労継続・再就職・起業等）
- 女性起業家どうしのネットワーク作り
- 女性の貧困や経済格差、雇用問題の解消の促進
- 男女がともに子育てに参画できる地域づくり
- シニアの孫育て・地域活動への参画促進
- 地域における防災・減災の取り組み
- ライフステージに応じた女性の健康支援
- アート（身体表現、舞台、音楽、漫画、映像等）を通じた男女共同参画の啓発
- 性的マイノリティ、高齢者、障がい者、外国人市民等、特別なニーズを持つ人への支援
- その他、本市男女共同参画推進に特に効果が高いと期待されるもの

【事業費】

（タイプA）事業経費補助額5万円～40万円以内（税込み）

（タイプB）事業経費補助なし。センター貸室・備品の先行予約、無償貸与、広報協力による事業支援。

本事業は、センターと市民グループ・団体等とが逐次協働で進めていくものであり、団体の活動資金を補助するものではありません。詳細は、センターホームページ掲載の「協働事業における事業経費の考え方」をご参照ください。タイプAまたはタイプBのいずれかで応募いただきますが、タイプAで応募いただいた場合でも、選考委員会の審査に基づき、タイプAからタイプBへの変更を条件に採択予定となることがあります。

【採択数】 タイプA、Bをあわせて6事業以内

【応募資格】 次の（1）～（3）の全てに該当すること

- （1）市内で活動するか活動拠点を置く、3名以上からなる市民活動グループ・団体。または市内に所在するNPO等団体、機関、事業所。これらに該当しない場合であっても、市とセンターとの協議により川崎市民に益すると判断された場合、資格があると認めることがある。
- （2）営業行為や宗教の布教、特定の政治活動を目的としていないこと
- （3）暴力団に関わりがないこと

【個別相談】・希望者を対象に、センター職員が応募書類の書き方、事業内容・計画等について質問と相談を受け付けます。説明会に参加できない場合は、個別相談を推奨します。

・審査は外部者を含む選考委員会にて行いますので、個別相談の内容は採用可否とは関係がありません。また、相談内容・結果に関わらず、採用結果の全ての責任は応募者に帰するものとします。

【選考方法】 学識経験者・関係者からなる選考委員会を設置し、

- (1) 一次選考（書類審査）
- (2) 二次選考（プレゼンテーション）

により審査します。選考審査後、選考委員会の指摘もふまえ、採択予定団体とセンターとが協議のうえ、企画内容や経費見積もりを再査定し、契約締結をもって最終的な正式決定となります。

【審査基準】 以下の審査基準により選考委員会にて採点し、選考委員会での協議をふまえ採用予定団体を決めます。その後、選考委員会での審査結果をもとに、センター事務局による再査定と協議を行い、応募者との委託契約締結をもって正式採択決定となります。

審査項目	審査基準	配点
事業の理解・ 考え方	・協働型事業の趣旨が適切かつ十分に理解できているか ・男女共同参画の推進に取り組む、貢献する意欲があるか ・センターと協議し、柔軟に対応する姿勢があるか	10
運営体制	・応募者が主体的に運営できる十分な人員がいるか ・これまでの活動実績・経験があり、安定的な運営を見込める体制となっているか	10
事業計画・ 内容	・事業内容は男女共同参画の推進に寄与するものであるか（事業内容の適切性） ・男女共同参画推進にとっての事業効果が見込めるか（事業の効果） ・事業内容は、地域の男女共同参画にとって必要性、重要性、緊急性が高いか（事業のニーズ） ・事業計画は無理のない、運営体制もふまえた適正な規模であるか（事業の計画性）	20
収支予算	・申請額は事業の規模や効果に照らし妥当であるか ・収支予算は事業内容・計画にそって適正に計上されているか	10

タイプAで応募いただいた場合でも、選考委員会の審査の結果、タイプAからタイプBへの変更を条件に採択予定となることがあります。

【事業内容の公表】 本事業の公正性、透明性を高めるため、採択団体名、事業概要・実施状況、実施結果等はセンターホームページ等により公表します。

【事業報告】 セミナー等のイベントを実施された際には、1週間以内にイベントごとの簡易な実施報告書（A4×1枚）を、イベント等の開催をとまなわれない調査研究の場合には9月末までに中間報告書をご提出いただきます。なお、事業完了時には完了報告書のご提出、ならびに成果報告会（平成31年3月上旬予定、一般公開）でのご報告をお願いします。

【応募方法】 郵送、電子メールによる送付、またはセンター窓口にて直接持参【FAXによる応募不可】

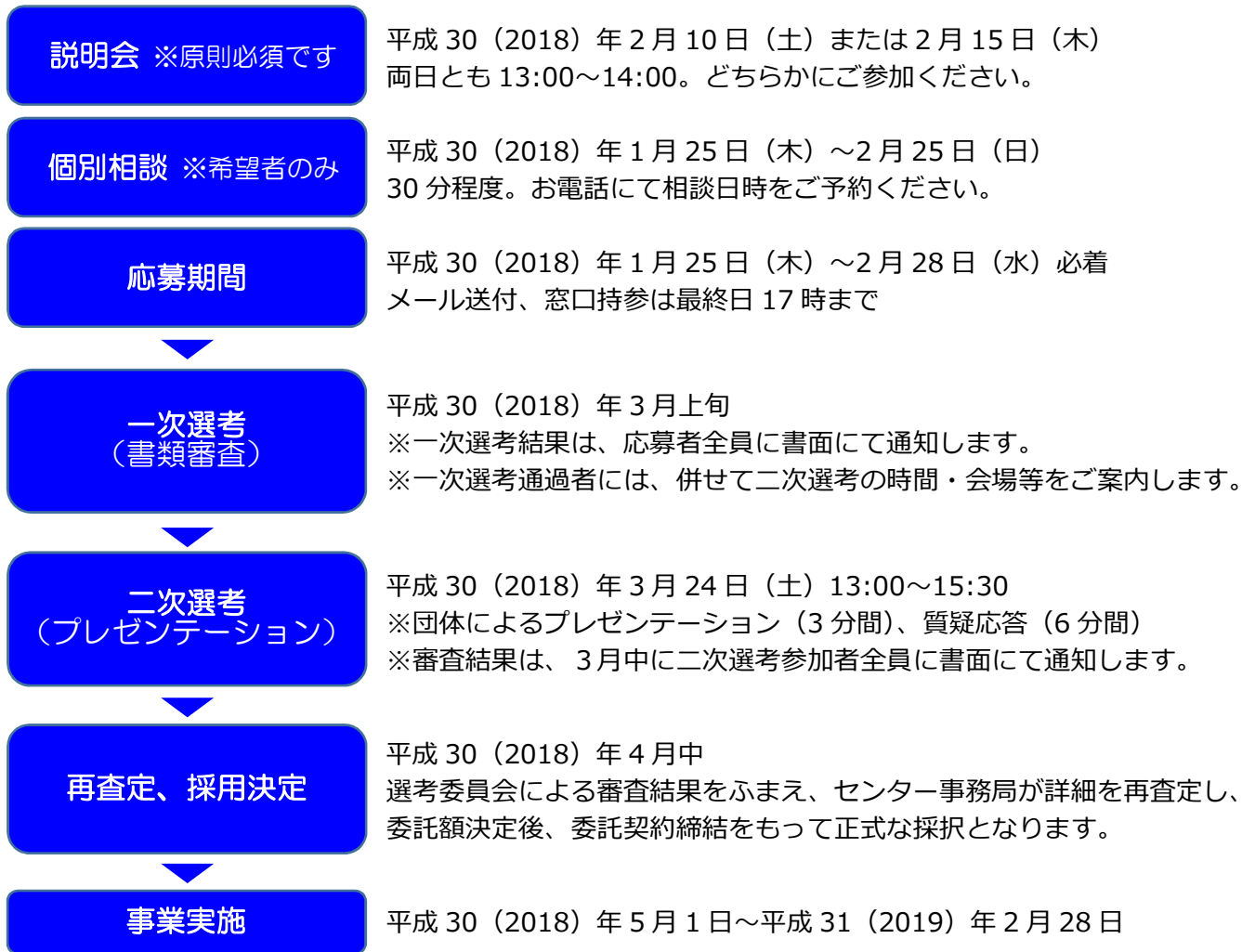
(送付先) 〒213-0001 川崎市高津区溝口 2-20-1 川崎市男女共同参画センター 宛て

※封筒に「協働事業応募書類」と明記ください。

【提出書類】 以下の書類を全て提出してください。様式は、センターホームページよりダウンロードいただくか、センターまでご請求ください。(提出書類は原則として返却いたしません。)

- (1) 申込書
- (2) ① 応募者概要、② 事業企画提案書、③ 収支予算書
- (3) 補足資料 (A4 片面 4 ページ以内)

【スケジュール】



【お問合せ先】

川崎市男女共同参画センター(すくらむ 21)

協働事業担当

〒213-0001 川崎市高津区溝口 2-20-1

TEL : 044-813-0808

メール : scrum21@scrum21.or.jp

ホームページ : <https://www.scrum21.or.jp/>

